

▶▶ 補完書類

顧客又はその顧客の代表者等の「本人特定事項」の確認に際して提示又は送付を受けた本人確認書類に、その顧客又は代表者等の現在の住居（法人顧客の場合は本店又は主たる事務所の所在地）の記載がない場合、別の書類で現在の住居等を確認する必要があります。

この際に用いる現在の住居等を確認するための書類を「補完書類」といいます（改正省令 5 条 2 項ほか）。

なお、この「補完書類」にはもう一つの用途があります。

法人顧客との取引に限定されますが、法人の「本人特定事項」の確認を、取引関係文書を送付する方法（受理＋送付法）で行う場合、取引関係文書の送付先を、法人の本店や支店ではなく、営業所と認められる場所に送付しようとするときに、その営業所と認められる場所を確認するために用いるというものです。

※）取引関係文書の送付先は、基本的に本人確認書類（登記事項証明書など）に記載されている場所という限定があります（改正省令 5 条 1 項 3 号ロ）ので、これに該当しない場所（営業所と認められる場所）に送付するときは、その場所の実在性と所在地を「補完書類」を用いて確認するという趣旨です。

【補完書類の種類】

「補完書類」として用いることのできる書類は、改正省令 5 条 2 項で具体的に指定されています。

なお、いずれの「補完書類」も、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が提示又は送付を受ける日前 6 月以内のものでなければなりません。

－ 補完書類一覧 －

○ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

○ 社会保険料の領収証書

※健康保険、国民健康保険、介護保険、国民年金、厚生年金保険等の保険料や、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の掛金納付に関する領収書が該当します。

○ 公共料金の領収証書

※日本国内で供給される電気・ガス・水道の料金納付に関する領収書のほか、固定電話の料金や NHK の受信料の領収書も認められます。

○ 官公庁の発行書面で、顧客の氏名と住居の記載があるもの

※顧客が個人の場合に限られます。

○ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、個人顧客の場合は氏名と住居、法人顧客の場合は名称と本店所在地の記載があり、本人確認書類に準ずるものと認められるもの

※外国の国営企業が発行している当地の公共料金の領収書についても、個人顧客の場合には氏名・住居、法人顧客の場合には名称と本店所在地の記載がある場合は認められます。